

ID: 60

担当部署: 生涯学習課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	高根沢町麒麟体育館及び麒麟運動場の設置並びに管理に関する条例 第11条		
例規番号	平成22年条例第19号		
<p>【基準】</p> <p>第11条の規定による。 (使用料の減免)</p> <p>第11条 町長は、公益上あるいは特別の理由があると認めたときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日